

Title	舊少年法における保護処分について
Sub Title	Protective disposition in the juvenile law of 1922
Author	坂田, 仁(Sakata, Jin)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1960
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.33, No.4 (1960. 4) ,p.46- 64
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19600415-0046">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19600415-0046</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

舊少年法における保護處分について

坂田 仁

現行少年法は、第一條に「非行のある少年に對して性格の矯正及び環境の調整に關する保護處分を行う」ことを規定している。この保護處分は、舊少年法の規定した保護處分の一部を、形を變えて引きついでいる。現行法の保護處分を理解する一つのたてとして、舊少年法の保護處分について調べてみた。

○

年少犯罪者に對する特別な取扱いは、少年裁判所が成立する前から既に行われていた。一定年齢以下の犯罪者について、その刑事責任能力を制限もしくは否定し、それらの者に對して監獄以外の設備を用いることが、刑法の枠の中で行われていた。近代になつて、少年は、心理學的にも、社會學的にも、成人とは異なつており、その

取扱いは成人とは異なつたものでなければならぬことが漸く認められ、一方、近代の刑事思想は、犯罪の豫防と、犯罪者の正常な社會關係への復歸とに關心を示すようになつた。

このような意味合で、一九世紀末より今世紀にかけての社會情勢の中で、慈善運動に裏打ちされて、少年裁判所運動が起つた。米國では、一八九九年にシカゴ市に少年裁判所が設立されたのを始めとして、各地に漸次同種裁判所が設立された。米國の制度は多く犯罪少年の他に、放任された少年、扶助を要する少年をふくみ、衡平法上のパレンス・パトリエの思想による傾向が強かつた。この運動は、米國內だけでなく、歐洲各國にも波及した。ドイツでは、この運動は、刑法學に於いて、F・V・リストに代表される新派の主張に導かれ、米國の制度の影響も受けて、フランクフルト・アム・マインに少年裁判所が設立されたのを始めとして發展している。こち

らは、刑事裁判官が後見裁判官として、又はその逆で、犯罪少年のみについて、教護處分を行う仕組になつていた。<sup>(1)</sup>

日本の制度は、刑事法的な傳統の線に沿うものとされており、このことは立法經過から明らかに出来る。舊少年法における刑事司法的傳統は、「新刑法ヲ編成イタシマスル際ニ少年ノ犯罪ニ付テハ……特別ノ取調ヲシナケレバナラヌ……刑法ナリ其他法律ヲ認メテオリマシタ少年ノ取扱ヒ方トイフモノハ甚ダ不充分デアルカラ學問上實際上是非共根本的ニ改メナケレバナラヌモノデアル……少年犯罪ニ關スル分ダケヲ別ニ調べテ刑法ノ附屬法トシテ之ヲ出ス……趣旨カラ……新刑法ノ中ニハ一切規定」せず、これが「新刑法ノ缺陷ニナツテ居ル……」ということから、この缺陷の補充として少年法が制定された點に求められる。そのため少年法の中には少年に對する刑の減免など、刑法、刑事訴訟法の規定の特別規定がふくまれている。<sup>(5)</sup>又その對象も「刑罰法令ニ觸ル、行爲ヲ爲シ又ハ刑罰法令ニ觸ル、行爲ヲ爲ス虞アル少年」となつてゐる。しかし、この點は、明治三年に公布された感化法の法案理由書にある「乞丐遊蕩者等犯罪ノ虞アル不良ノ少年懲治場ニ留置スヘキ幼者及ヒ懲戒場ニ入ルヘキ者ヲ收容シ……」と大差はない。感化法の提案趣旨説明では、「不良少年ガ……近來……増加ヲ見ルノ傾向ニアリ……是等ノ者ヲ收容シテ……感化教育ヲ加ヘマスコトハ犯罪豫防上ニ於テ最も必要……」

舊少年法における保護處分について

第二ニ現行刑法ニ依リマシテハ不論罪ノ爲ノ懲治處分ノ言渡ヲ受ケタ幼年犯罪者ノ……實況」から「是等ノ者ニ對シテ感化教育ヲ施スニ適當ナ場所ニ收容致シマシテ不論罪中ノ目的ヲ全ウスルコトガ最も必要」といわれ、感化法も實質的には、刑事的な考え方に基いていたとみられるのであり、又明治三三年までは、監獄は内務省の所管であつたことを考え併せると、感化法の考え方と少年法の考え方の間の差は實質的には少なかつたのではないかと思われる。感化法は、當時の政府の努力にもかかわらず、第一帝國議會で骨抜きとなり、その施行狀況は芳しくなかつた。それを、第二帝國議會に提出された政府資料より見ると、明治四〇年十一月一日現在で、公立感化院は設立中のものをふくめて五、私立感化院は一、二で、その創立以來の總收容人員は一三八七人で、このうち、三六九人が改悛退院し、三二三人が逃走している。公立感化院は感化法の規定に従つて設立されたものであるが、その第一號は神奈川縣養育院で、設立年月は明治三五年五月、感化法公布後二年を經ている。又、公立感化院に收容した三三三人中一一八人が逃走により退院している。明治四〇年十一月に感化院には二九三人在院しているが、同じ時に、懲治人の數は一〇七二人（一八歳以下）で、そのうち八歳乃至一四歳のが三四四人いた。<sup>(8)</sup>この時期にはまだ懲治場の使用が壓倒的だつたのである。明治四一年舊刑法の改正に關連して懲治及び監置

の制度が廢止されるに伴い、一四歳未満の刑罰法令に觸れる行爲をなした少年、起訴猶豫になつた犯罪少年の處置のため感化院に對する國庫負擔をまし、その設立を早めるため感化法の改正が行われた。

これは、一部には「感化法ノ改正ハ新刑法施行ノ一部ヲナスモノデアツテ、而モ新刑法第四十一條ノ規定ヲ實行スルニ重要ナ關係ヲモツ」ものとして受けとられていた。<sup>(9)</sup>少年法も感化法もともに不良少年の保護を目ざし、救助を要する少年の保護は殆んど考えられていないとい得る。<sup>(10)</sup>

少年法案理由書は「輒近ニ於ケル刑事政策竝ニ社會政策上幼年ヲ保護シテ不良行爲ヲ防止シ依ツテ社會ヲ保安スルコトヲ以テ理想トス」と述べ、少年法が刑事政策と社會政策の双方にまたがることを示している。そして、少年法は「寧ろ事が起ラナイ前ニ罪ヲ犯サンメナイ處置ヲ講ジナケレバナラナイ……斯様ナ意味デ廣キ刑事政策ニ入ル<sup>(11)</sup>」ともいわれている。この趣旨で、少年法は、少年についての保護處分を規定している。その基礎は少年の保護教養と社會保安の二點である。少年犯罪ニ關スル法律案特別委員會では、法律案の基本的な方向として「犯罪中心主義」をとり、處分方法に關しては、懲罰主義に對して「強制教育主義即チ勤勉實行ノ精神ヲ養フノ主義」を採用している。<sup>(12)</sup>この方向で考えられた結果「保護處分ハ親ニ成リカハルトイフ精神<sup>(13)</sup>」に基き、「國家社會ガ少年ノ親ニナリ社會ガ少

年ノ危險ナルモノハ、之ヲ自分ノ子トシテ相當ナ手當ヲスル、悪人トハ見ズシテ自分ノ子トシテ見ル<sup>(14)</sup>」という趣旨が、帝國議會において述べられている。これらのことから、保護教養の内容は、「全然社會化シテ來テ、權力トイフ意味カラ離レテ來ル立場」に立ち、不良少年の出來るわけは、周囲の事情と本人の性質故、これを取除くことにあるとされる。<sup>(15)</sup>従つて保護處分は「一身上ノ關係ハ醫者ガ充分ニ調べ其境遇周圍の事情等ハ保護司ガ充分取調べテサウシテ是等ノ人ガ集ツテ決メル<sup>(16)</sup>」のである。この保護處分決定の目標は、少年が特定の犯罪を行つたか否かを決定するのではなく、少年が國家の特別なる保護を要する状態に在りや否やを見定め、裁判所が少年に對し適切な處置を講じ得るよう少年を理解するという衡平法の考え方に近いものである。<sup>(17)</sup>

犯罪少年中心という立案當時の方針は、少年保護事件の受理の統計の中にもはつきりあらわれている。大正一二年より昭和一七年までの間に少年審判所が受理した少年保護事件のうち、五二％は檢事局より送致されている。また、認知事件のうちの大部分は、違警罪即決處分通知によるものであり、全事件の九〇％以上は犯罪事件である。通告事件は、全體では一・五％にすぎないが、初期には一％にみたなかつたのが、昭和一七年には五％になつている。少年法は、「不良少年ヲ教養致シマシテ、所謂善良ナル民ヲラシムルコトニ徹

頭徹尾導ク<sup>(18)</sup>ことを目指す。この意味では、少年審判所は一般社會と密接に結びついていなければならない。米國の場合は、少年裁判所設立の始めより、地域社會の側からの要請と協力が<sup>(19)</sup>あり、制度が發達して來ている。これに對して日本の制度は直接刑法改正に由來しているだけでなく、感化制度についても、「斯ウイフ法律ガ出來マスレバ幾分カ地方デ補助スルコトガ出來マスルガソレガ出來ナイタメニ發達致サンノデアル」ということが、感化法案審議の際に説明されている<sup>(20)</sup>。實際に感化法の施行が府縣會の議決を必要とする<sup>(21)</sup>とされていたために感化制度は伸び悩んでいたのである。少年立法案の際にも、これと同様なことが、「吾國ノ現狀ニ於テハ民間ニ於テ任意ニ之ニ從事スル者ハ想像スル得サルモ法令ニ依リ官民協同ノ範圍ヲ示シ慈善團體等ニ此事業ニ關シ或權力ヲ與ヘ以テ民間ノ協力ヲ獎勵シ……」<sup>(22)</sup>といわれ、或いは、「民間ト連結ヲ付クルコトヲ研究スルモ可ナリト雖モ今日ノ急務ノ要求ニ應スル能ハス……理想トシテ範圍ノ廣キハ可ナルモ……先ツ其範圍ハ狹クシテ犯罪者並ニ犯罪危險ノ情態ニ在ル者ニ限定シ」ともいわれている<sup>(23)</sup>。こういう状態は、前掲の事件受理にあらわれているほか、少年審判所が設立當初から民間への弘報活動に關心したことにもあらわれている<sup>(24)</sup>。保護處分の内容は、少年が犯罪に陥る原因を取除く點にあり、これは少年が普通の社會生活を出來るようにしてやることである。この意味で

舊少年法における保護處分について

少年法の運用には一般社會の協力と理解が必要である。少年保護協會を設立し、或いは、少年保護相談所が、昭和一四年から活動し始めたのは、少年法に缺けていた地域社會との結びつきを得ようとする努力の所産と考えられる<sup>(25)</sup>。

保護處分は少年法第四條に規定されている。少年法施行後昭和二一年までの事件處理は第二表の通りである。保護處分に付された者の割合は設立當初より漸増している。昭和一六年以後保護處分の割合が不開始の割合より多くなつたのは、戰時體制の下で審判をなすだけ開くという少年審判所の方針による。ただ審判不開始中には、違警罪即決處分通知による認知事件が相當數ふくまれている。昭和九年、一〇年を例にとれば、全不開始數の約七〇%がこれに當る。審判不開始理由の大部分を占める不良性微弱の事件は大方違警罪即決處分によるものと思われる。残りの所在不明、管外居住などは審判權の行使が不能の状態にあり、従つて、本來保護事件といわれるものに關してはその大半が保護處分に付されていたといひ得る。

保護處分は一時處分と繼續處分に分れる。一時處分は「不良ノ程度單純ナル者」に對して行われ<sup>(26)</sup>、少年が將來再び非行を行わないように少年自身決心させることを内容とする。一時處分は戦後の少年法改正の際に廢止され、現行少年法は一時處分の規定を缺いている。これは、非強制的な性格をもつ處分を兒童相談所が扱ひ、少年法は

強制的な性格をもつ處分のみを保護處分として規定していることによる。<sup>(27)</sup> その代りに現行少年法は不處分という審判形式を規定しており、一時處分のもつ實質的な効果をこれにふくませている。<sup>(28)</sup> 少年審判所設立後、一號處分は全保護處分中七〇%前後で増減している。三號處分はずつと五%以下で増減している。昭和一八年以降は、審判不開始の減少と同様に、戦時體制の影響と思われるが三號處分は急激に増加している。四號處分は施行初期よりずつと保護處分の中で最も多數を占めており、昭和一六年には全保護處分中の六五%（全處理事件中の三九%）を占めている。これは非常時に入つてから、三號處分と逆比例して激減している。これは戦時における家族解體現象の一つのあらわれと考えてよいかもしれない。二號處分は、學校の規則による懲戒に少年を委すという趣旨で規定されたが、<sup>(29)</sup> 實際には、事件が知れると退學になる例が多く、少年の利益に反するの<sup>(30)</sup>で殆んど行われていない。このことは、他の保護處分である病院送致、感化院送致が少ないことと考え併せると、少年審判所と直接關係のある機關は保護のために利用出来るが、そうでないものは利用出来ない、つまり各少年保護機構の有機的なつながりがとれていなかったことを示していると思われる。保護處分は併科し得るので、一時處分は主たる處分としてよりも、併科處分として科される方が多かつた。（第五表）

少年法第四條第五號以下は繼續處分といわれていた。一時處分が處分の言渡と同時に終了するのに對して、これは言渡によつて始まり他の事由によつて終了するまで續く。繼續處分は、不良の「程度漸ク進ミテ慣習性ニ陥リタル者」に加えられ「反社會的慣習ヲ除カムトス」<sup>(31)</sup>。従つて全體として、一時處分が約六割を占めて、繼續處分は四割強になつてゐる。

第四條第五號の保護團體等への委託は、少年の保護監督の任務を寺院、教會、保護團體その他適當な者に委託する處分で、「委託ハ個人ニ對シ少年ノ保護ヲ託スルモノニシテ或ハ商店ノ手代職人ノ徒弟又ハ農家ニ託シテ耕作ニ從事セシムル等其方法一ニシテ足ラサル」<sup>(32)</sup>といわれ、保護の劃一性を避け、個別的な事情に應じた適切な處遇をなすことが豫定されている。少年の保護教育上民間の協力が必要なことから、少年犯罪ニ關スル法律案特別委員會で、審判の補助機關として家庭強制監督の義務を寺院に負わせ、或いは宗教家、教育家等に監督の任務を負わせることが考えられ、慈善團體、寺院、教會などが委託機關に豫定されている。この委員會で花井卓藏は保護團體を廢すべきことを主張している。この處分と少年保護司の觀察とによつて、少年にとり有効な社會復歸の手段が確保されることになる。<sup>(33)</sup> しかし少年保護團體は少年審判所の發足當時はなく、まず委託先の開拓が必要で五號處分は少なかつた。後に漸次委託先は整

備され、少年審判制度の中で重要な地位を占めるに至つた。<sup>(34)</sup>少年保護團體が發達した一面、個人委託は數少なく餘り行われていなかった。大阪少年審判所で大正一二年より昭和七年までにした五號處分四五五六件中四四七〇件は保護團體、寺院などへの委託で、個人委託は残り八六件にふくまれている。<sup>(35)</sup>この處分について終局の際の様子をみると、三〇%弱が逃走その他の理由で所在不明になり、或いは再犯により起訴その他の處分を受けた者が約五%あるなど、全體の四〇%近くに對して充分な効果をあげていたとはいえない。昭和八年における東京少年審判所扱ひの委託少年の逃走調によると、同年中の委託人員（越人員、新人員を併せて）一四五四人中六四六人（四四・五%）が何らかの理由で逃走している。しかもそのうち四八八人（三三・六%）が委託處分後三カ月以内に逃走している。<sup>(36)</sup>つまり委託少年の三分の一強が委託處分の効果のあらわれる以前に保護不能の状態におちいつている。

第六號の少年保護司の觀察に付する處分はこの少年法における處分の中核をなす。これは米國のプロベーション制度の導入である。

この制度は一九世紀前半より、苛酷な刑罰より被告人を救い出すために進歩的法曹等の手によつて徐々に上げられて來たものである。<sup>(37)</sup>日本の制度では、慣習性の不良行動をなすものに科せられる、強制的性格をもつた保護處分の一種と解されていた點。<sup>(38)</sup>米國のプロ

舊少年法における保護處分について

ベーションが事件係屬中のケースワークといわれるのとはニュアンスが異なる。少年法立案の過程の最初に「……少年ニ對シテハ教育アルトモ罰アルヘカラストハ殆ント一致シテ主義トスル所ナリ其方法ハ之ヲプロベーションニ付スルヲ原則トシ……」<sup>(40)</sup>という形でとり上げられ、委託所との關係で「監視制度採用ノ意味ハ附隨ス」ということが全員一致で決議されている。そして、「プロベーション制度ノ採用ハ一般ノ希望……」と述べられ、「本法ノ支配を受クル者ハ觀察ニ付スルコトヲ得位ニテハ如何」など「強ク規定シ」、<sup>(41)</sup>一般に觀察員に廣汎な權限を付與するのが良いといわれていた。この傾向は、帝國議會における少年法案の審議の際にもあらわれている。提案理由では、學業及び職業の斡旋と鼓舞獎勵とによつて少年の再犯の防止を計るとされ、議員よりの質問に對しては、「觀察ノ實効ガ舉ラナケレバ、實ハ少年法ノ大部分ハ效果ヲ得ナイコトニナル……」<sup>(42)</sup>、或いは、その職務を行う少年保護司について、「……前刑法デ申セバ監視ヲスル監視當局トモ見ルコトモ出來マスガ極ク濫イ心ヲ以テ相談役タリ指揮者タリ保護者タルベキ大事ナ人間……」<sup>(43)</sup>で「此ノ保護司ハ……本案ノ中樞デ……此者ニ適當ナ者ヲ得ルコトガ出來ナケレバ殆ンド此案ハ實際ノ効用ヲ現ハサヌ……」と説明されている。その際、舊刑法中に規定のあつた監視との異同につき、「……斯ウィフ事ハ矢張……以前ニ失敗シタ監視制度ト同一ノ結果ニナリハ

シナイカ……<sup>(45)</sup>一心心配されたが、これに對しては、「……處分ヲ受ケタ人ニ對シテ適當ナラザル親權者ニ代ツテ監視スル適當ナ親權者ヲ得レバヨイトイフ方法デ行クノデアリマスカラ萬々結果ノ悪イコトハナイ……」旨答辯されて<sup>(46)</sup>いる。

少年保護司の觀察に付する處分の重要性は審判所開設の初期にみとめられ、大正一二年には、保護處分中最多數を占め審判開始になつた事件の四五%がこの處分を受けた。しかしその後は相對的に減少し一五〜二〇%の範圍になつて來ている。全事件との割合では、戦時中を除き五〜一〇%の範圍で増減している。米國では、プロベーション制度は常に少年裁判所を支える礎石と見なされており、その社會的側面は少年をめぐる人間關係、社會關係の調整なのである。<sup>(47)</sup>従つて、非行少年の大半はプロベーションに付され、一九二三年には一八歳未満の非行少年中七五%がプロベーションに付され、そのうち八〇%は成功したといわれている<sup>(48)</sup>。日本の數字は米國の場合に比べて極めて少ないが、これは前述の處分の性格に根ざすものと考へられる。また一方一時處分の條件をつけて保護者に引渡す處分<sup>(49)</sup>（第四號）が年々増加していたことを考へに入れれば、この違いは日本の社會事情にもよるといひ得る。

感化院送致（第四條第七號）と矯正院送致（第四條第八號）とは、少年法の規定する保護處分中最も紛糾した部分である。不良少年の

保護教養の施設の問題は懲治處分の制度とからみ合う。懲治處分の不充分さと、當時の社會的要請に基いた感化院の發生については、感化事業回顧三十年に詳しい<sup>(49)</sup>。感化院（後に教護院と改められる）は不良少年を收容して、保護教養を加へ犯罪の防止をはかる趣旨から出來上つた。感化法公布の初期には公立感化院が發展しないで、懲治場が使われ、感化院收容者の三分の一近くが逃走することなどから、少年法立案の最初に、保護處分は懲治處分に代るものと考えられ、また感化院の不充分さへの不満が、新しい制度を求めることになつて<sup>(50)</sup>いる。すなわち「現今感化院ニハ甚シキ惡行爲アル者ヲ收容セサル有様ナリ故ニ各號ノ外ニ他ノ設備ヲ設クルノ必要アルヘン若シ之ヲ收容スルトスルモ不完全ナルヲ以テ最惡者ヲ收容スル設備ヲ必要トセサルカ」といわれ、また少年犯罪ニ關スル法律案特別委員會で、「現行ノ感化院ハ不完全ナルヲ以テ之ニ名ヲ藉リ……今日以上完全ナルモノヲ設ケタキ……<sup>(51)</sup>」考へが出て<sup>(51)</sup>いる。このように矯正院と感化院とは相似たもので、その相違は、帝國議會でも本會議の第一讀會で質問が出たのを始め、相當議論されて<sup>(52)</sup>いる。その相違は結局法案理由書につきる、すなわち、「矯正院ニハ不良性ノ強キ少年ヲ收容シテ之ヲ教養スルコトヲ目的トシ感化院ト少年監トノ中間ニ位スル設備ナリ、即チ收容シタル少年ノ戒護ハ少年監ニ近ク……少年ノ處遇ニ付テハ感化院ト性質ヲ同シクシ本人ノ教養ヲ以テ趣



旨トス……」<sup>(53)</sup>。そして、矯正院が特に必要な理由は「教育ノ上又感化ノ上デモ甚シク不良ナモノヲ排斥スル……ソレヲノ缺陷ヲ補フ爲メニ矢張矯正院カ必要……」<sup>(54)</sup>で、「……一二歳以上……最も不良性ノ濃厚ナルモノヲ……審判ニヨツテ送り付ケル……」<sup>(55)</sup>とされている。ここで不良というのは、「本人ノ性狀ノ關係」で「行爲ダケデハキマラナイ」<sup>(56)</sup>。その内容は「……要スルニ浮浪性ヲ特ツテイル……」<sup>(57)</sup>ことにポイントがある。これは前記感化院收容少年の逃走率からも理解出来る。「……今日ノ少年ニ對シテハ……保護教養デナケレバ働カスト云フコトハ認メテ居リマス併シ其保護教養モ何ヲ權力ノナイモノデハ餘リ役ニ立タナイ……幾分ノ自由ヲ制限シテ保護教養スル設備ガ必要ニナツテ來マス此自由ノ制限ハ決シテ苦痛ヲ與ヘル所ノ目的デハナイノデ保護教養ノ手段トシテ……」<sup>(58)</sup>行ふ。少年に色々種類がある故「種類ニ依ツテ分類シテ……處分方法……ヲ更エテイカンケレバナラス……感化法ノ成績十分ナラザルハ……個別主義ノ適用十分ナラザルガ故……」<sup>(59)</sup>によると。これらの理由で矯正院が感化院とは別に少年法に根據をもつ處遇機關として成立することになったのである。

少年法施行後、感化院は内務省所管のために殆んど利用されず、大正一二年より昭和二年までに五〇件ほどが感化院送致になつたにすぎない。地方長官が感化院送致處分を受けた少年の受入れを拒

舊少年法における保護處分について

否したこともあるという<sup>(60)</sup>。一方東京少年審判所での審判不開始理由の中に地方長官不送致があり、昭和九年に三〇件昭和一〇年には一四四件と數えられている<sup>(61)</sup>。事件受理においても地方長官送致は數が少なく少年法と感化法とは殆んど連絡なしに運用されていたといえる<sup>(62)</sup>。

矯正院は、前出の個別主義を擔うはずのものであつたが、實際には、男子少年のための矯正院のみで、その數も少なく、女子少年のためのものはなかつた。この面における不十分な點を、各種少年保護團體が補っている。少年保護團體には、矯正院の代用として、不良性強度のものを收容するもの他、智能低格少年を目的とするもの、病弱少年を目的とするもの、要義務教育者を目的とするもの、女子を目的とするものなど、特殊な少年を保護するために設けられたものがあつて、これらが、各々の少年の特殊性に應じた處遇をしていたのである<sup>(63)</sup>。そして、矯正院送致は、文字通り、最も不良性の濃厚なる者について、少年法における最終的な收容保護手段として、他の全ての保護手段が効果を擧げないときに用いられていた。保護處分中の割合は、戦時中の特殊な時期に、短期鍊成の名のもとに利用された他は、おおむね五%以下であり、このことをよくあらわしている。

少年法第四條第九號の病院送致處分は、「少年ノ反社會的行爲ノ

身體又ハ精神ノ生理的缺陷ヨリ來タル場合ニ於テ之ヲ治療スルコト」を趣旨として<sup>(64)</sup>いる。この處分は病院との關係があり、殆んど行われていない。この缺陷を補うために、特殊な少年保護團體として、醫療設備をもつたものが組織され、現實の要求を充たしていた。これらの少年保護團體において、相當數の少年が醫療處置を受けていた。<sup>(65)</sup>

舊法において、保護處分がどれだけの効果をも少年に與えたかは、はっきり判らない。保護處分成績の統計によれば、東京少年審判所の場合、全體の六〇％は處分後の成績良好とされている。(第六表)

○

保護處分は、少年法に規定され、直接に少年審判所と關係のある範圍内で、司法保護事業の一部門として、行われていた。二號、七號、九號の各處分は、殆んど行われていない。これは、少年保護機構の横のつながりの缺如によると思われる。繼續保護處分も、その占める割合は小さい。これは、保護處分が、司法處分として自由の制限を含み、少年の將來にも影響するなど、少年に對して不利益な處分であつたことによると思われる。舊少年法における保護處分は、制定當時強制教育と考えられ、その意味で實行されていた。現行少年法における保護處分も、非行少年矯正の方法と考えられている。

然し、實際には、少年に對する不利益處分であることは否めない。少年裁判所の手續は、少年の利益の保護と社會の保安とを常に考へるが、少年裁判所のなす處分は、少年の最善の利益のためにのみ定められるというのが、NPPAの標準少年裁判所法の一貫してとる態度である。日本において保護處分を利益處分とする方向は何であらうか。

(1) ○米國での動きについては、米國少年裁判所五十年史、家裁月報昭和二六年五月(NPPA Year Book 1949、より抄譯) H・ラウ、アメリカ合衆國に於ける少年裁判所(尾後貫莊太郎譯、司法資料一四七號)二三～五六頁。H. A. Bloch et al., Delinquency. pp. 307～317. P. Tappan Juvenile Delinquency. pp. 167～178. など。

○英國の初期の動きについては、W. B. Sanders, Some Early Beginnings of the Children's Court Movement in England. NPA Year Book, 1945, pp. 57～76.

○ドイツでの發展については、F. Schaffstein, Jugendstrafrecht. SS. 16～25. など。

その他、少年保護論集所收の各國の少年保護の沿革と現状とを紹介している諸論文。

(2) 團藤重光他、少年法、一〇頁。

(3) 第四三帝國議會貴族院少年法案他一件特別委員會議事錄第二號谷田政府委員説明。

(4) 以下少年法とあるのは全て舊少年法のこと。

(5) 少年法第六二條以下。

(6) 少年法第四條

刑罰法令ニ觸ルル行爲ヲ爲シ又ハ刑罰法令ニ觸ルル行爲ヲ爲ス虞アル少年ニ對シテハ左ノ處分ヲ爲スコトヲ得

一、訓誡ヲ加フルコト

二、學校長ノ訓誡ニ委スルコト

三、書面ヲ以テ改心ノ誓約ヲ爲サシムルコト

四、條件ヲ附シテ保護者ニ引渡スコト

五、寺院、教會、保護團體又ハ適當ナル者ニ委託スルコト

六、少年保護司ノ觀察ニ付スルコト

七、感化院ニ送致スルコト

八、矯正院ニ送致スルコト

九、病院ニ送致又ハ委託スルコト

(7) 第一四帝國議會貴族院感化法案特別委員會議事速記(明治三三年二月二二日)小松原政府委員說明。

(8) 第二四帝國議會衆議院感化法案特別委員會議事錄。内務省社會局、感化事業回顧三十年二二頁以下。

(9) 第二四帝國議會衆議院同前委員會第四回議事錄花井卓藏發言。

(10) 小河慈次郎、何をか感化教育といふ、小河慈次郎著作選集(七) 一六七〜一八頁。

(11) 第四二帝國議會衆議院少年法案他一件特別委員會第七回議事錄。舊少年法における保護處分について

事錄山岡政府委員說明。

(12) 少年犯罪ニ關スル法律案特別委員會日誌第三回決定。

(13) 第四二帝國議會衆議院少年法案他一件特別委員會第三回議事錄山岡政府委員說明。

(14) 第四三帝國議會同前委員會第四回議事錄谷田政府委員說明。

(15) 第四二帝國議會同前委員會第四回議事錄山岡政府委員說明「刑法から保護へ」特別豫防の立場である。

(16) 第四二帝國議會同前委員會第三回議事錄山岡政府委員說明。

(17) H・ラウ、前掲書六五〜七頁。

(18) 第四四帝國議會貴族院少年法案他一件特別委員會議事錄第一號鈴木政府委員說明。

(19) B. B. Lindsey, Die Aufgabe des Jugendgerichts. SS. 51 ff. J.・ゴールドシュタイン、家庭と法廷、三五頁(J. Goldstein, Family in Court の邦譯、司法資料二九七號)。

H. A. Bloch et al., op. cit., p. 314.

(20) 第一四帝國議會感化法案特別委員會議事速記小河政府委員說明。

(21) 内務省社會局、感化事業回顧三十年、二二頁。

(22) 少年犯罪ニ關スル法律案特別委員會日誌第二回泉二幹事發言。

(23) 同前特別委員會日誌第二回平沼委員發言。

(24) 東京少年審判所十年史、二八〇頁。

- (25) 前田偉男、舊少年法時代の思出、ケース研究昭和三四年一〇月號三三〜四頁。森山武市郎、少年保護制度の運用に關する諸問題、少年保護論集一・一八・九頁。司法保護事業年鑑(昭和一三・一四年)四二五頁以下。
- (26) 少年法案理由書。
- (27) 團藤重光等、前掲書二一八頁。兒童福祉法第二五條ノ二、二七條參照。
- (28) 最高裁判所事務總局家庭局長通達、最高裁家第二一六號參照。
- (29) 少年犯罪ニ關スル法律案特別委員會日誌第四回谷田委員發言參照。
- (30) 東京少年審判所十年史、一七八頁。前田偉男、前出二七頁。
- (31) 少年法案理由書第四條理由。
- (32) 同前。
- (33) 米國では里親委託が重要な役割を果している。H・ラウ、前掲書三〇〜二頁。森山武一郎、少年法、八一頁。
- (34) 東京少年審判所十年史、一八二頁以下。司法保護事業年鑑(昭和二三・一四年)二九〇頁以下。
- (35) 大阪少年審判所第四回事業報告。
- (36) 東京少年審判所、少年統計、昭和八年。
- (37) 佐藤昌彦、アメリカに於けるプロベーション制度の形成(刑法雜誌二卷一號所收)。N. S. Timasheff, *One Hundred Years of Probation (1841~1941)*。少年法案理由書第四條理由。
- (39) NPPA、一九四九年版標準少年裁判所法第一八條。但し、一九五九年版標準少年裁判所法には、一九四九年版の掲げる定義は削られてゐる。
- (40) 少年犯罪ニ關スル法律案特別委員會日誌第三回泉二幹事發言。
- (41) 同前特別委員會日誌第三回谷田委員等の發言。
- (42) 第四二帝國議會衆議院少年法案他一件特別委員會第五回議事録山岡政府委員説明。
- (43) 同前委員會第二回議事録磯部議員發言。
- (44) 同前委員會第二回議事録谷田政府委員説明。
- (45) 同前委員會第五回議事録陣軍吉質問。同趣旨を更につよめて、小河慈次郎は米國ではプロベーションオフィサーに適材を得られる條件が一應あるが、日本の場合には「舊刑法時代の監視の如きものとなつて、少年に對してこれを前科者扱ひにする」と云ふ最も忌むべき恐るべき弊害の結果を招來するに至るべきは火を觀るよりも明か……」という(非少年法論、選集上、四五七〜九頁)。
- (46) 同前委員會第五回議事録山岡政府委員説明。
- (47) H・ラウ、前掲書二六六〜七頁。
- (48) H・ラウ、前掲書二九八〜三〇一頁。少年裁判論(少年保護制度參考書所收)中の統計參照。波多野二三彦、少年法の刑事學的考察(季刊刑政六卷四號六三頁以下)。これと逆の見方がある。H. A. Bloch et al., *op. cit.*, pp. 355~6. *cf.*
- (49) 内務省社會局、感化事業回顧三十年、一頁以下。

(50) 少年犯罪ニ關スル法律案特別委員會日誌第四回大場幹事發言。

(51) 同前特別委員會日誌第四回谷田委員發言。

(52) 少年法に對する内務省の反對については東京少年審判所十年史、二七～八頁。感化事業回顧三十年、一〇六頁参照。

(53) 矯正法案理由書。

(54) 第四帝國議會衆議院少年法案他一件特別委員會第四回議事録豊島政府委員說明。

(55) 第四帝國議會衆議院同前委員會第一回議事録鈴木政府委員說明。

(56) 第四帝國議會衆議院同前委員會第三回議事録山岡政府委員說明。

(57) 第四帝國議會貴族院同前委員會第二號事録山岡政府委員說明。

員說明。

(58) 第四帝國議會衆議院同前委員會第一回議事録豊島政府委員說明。

(59) 第四帝國議會衆議院同前委員會第一回議事録谷田政府委員說明。

(60) 前田偉男、前掲ケース研究二九頁。

(61) 東京少年審判所、少年統計、昭和九・一〇年。

(62) 初期に大阪と東京とでは受理に大きい差がある。昭和八年までの大阪少年審判所での受理は一三二件、同年まで東京少年審判所での受理は一九九件である。

(63) 司法保護事業年鑑(昭和一三・一四年)三〇〇頁以下。

(64) 少年法案理由書第四條理由。

(65) 司法保護事業年鑑(昭和一三・一四年)三〇二～三頁。

### 第一表 舊法における事件受理

	検事送致	裁判所送致	地方長官送致	移送	通告	認知	計
T. 12	3,276	33	5	28	41	7,088	10,451
T. 13	5,361	19	29	29	76	6,351	11,865
T. 14	6,778	21	137	37	142	7,852	14,967
T. 15	7,072	7	95	33	170	8,597	15,974
S. 2	6,914	9	135	24	295	6,671	14,048
S. 3	6,116	10	133	22	306	6,257	12,844
S. 4	6,598	11	182	18	234	5,863	12,906

舊少年法における保護處分について

五七

(九〇一)

	検事送致	裁判所送致	地方長官送致	移送	通告	認知	計
S. 5	6,316	2	171	19	249	6,700	13,457
S. 6	6,529	3	183	25	185	6,839	13,764
S. 7	6,974	6	135	32	224	6,838	14,204
S. 8	7,588	0	177	32	168	9,002	16,967
S. 9	10,202	1	206	69	251	13,986	24,715
S. 10	9,495	1	204	107	224	12,558	22,589
S. 11	9,983	5	257	86	222	11,718	22,216
S. 12	10,749	0	265	74	225	9,049	20,362
S. 13	13,300	1	466	88	271	11,695	26,821
S. 14	12,520	7	484	95	180	9,161	22,447
S. 15	13,107	4	359	131	170	7,903	21,674
S. 16	18,395	1	392	286	510	6,430	26,014
S. 17	24,108	4	498	716	1,605	4,285	31,216
計	191,831	145	4,513	1,951	5,748	164,813	368,501
	(52.0%)	(0.1%)	(1.2%)	(0.5%)	(1.5%)	(44.7%)	

森山武一郎：少年保護制度の運用に関する諸問題所収の受理統計表による。

第二表 舊法の事件處理

	受理事件	不開始	保護処分	検事送致	移送	計
T. 12	10,451	8,384	1,659	28	29	10,100
T. 13	12,217	8,423	3,271	17	22	11,733
T. 14	15,450	10,729	4,153	20	35	14,987
T. 15	16,486	11,078	4,885	6	32	16,001

S. 2	14,534	9,052	4,804	4	21	13,881
S. 3	13,498	8,405	4,605	9	20	13,039
S. 4	13,365	8,325	4,636	2	26	12,989
S. 5	13,833	8,893	4,528	3	17	13,441
S. 6	14,156	9,127	4,647	7	23	13,804
S. 7	14,552	9,148	4,984	1	18	14,251
S. 8	17,372	11,557	5,306	1	20	16,833
S. 9	25,204	16,900	7,326	2	88	24,316
S. 10	23,477	15,264	7,158	1	98	22,521
S. 11	23,172	14,344	7,682	3	89	22,118
S. 12	21,416	12,178	8,626	2	73	20,879
S. 13	26,358	16,643	9,064	1	95	25,803
S. 14	23,002	12,983	9,110	3	99	22,195
S. 15	22,381	11,281	10,188		138	21,607
S. 16	26,788	9,408	15,105		304	24,817
S. 17	33,187	7,286	22,380	1	785	30,452
S. 18	37,632	4,458	27,471		741	23,670
S. 19	40,915	5,133	29,433		719	35,285
S. 20	31,649	3,950	18,133		314	22,397
S. 21	50,675	11,442	31,306	4	2,327	45,079
計	541,770	244,391	250,460	114	6,133	501,098

司法一覽，東京少年審判所少年保護統計，同少年統計，大阪少年審判所事業報告等による。

第三表 審判不開始の理由 (東京少年審判所)

	不開始總數	所在不明	管外居住	不良性微弱	年齢超過	その他
T. 12	2,351	252	179	1,696	56	168
T. 13	2,868	451	210	1,920	87	200
T. 14	4,030	521	176	3,243	51	39
T. 15	4,397	629	203	3,440	89	36
S. 2	3,822	490	141	3,070	87	34
S. 3	3,479	563	171	2,625	84	30
S. 4	3,813	487	271	2,884	81	90
S. 5	4,667	467	306	3,676	80	138
S. 6	4,769	472	286	3,773	100	138
S. 7	4,631	561	335	3,488	96	151
S. 8	5,858	702	438	4,413	110	195
S. 9	6,776	706	420	5,258	105	287
S. 10	7,031	672	385	5,534	74	366
計	58,492	6,973	3,521	45,020	1,100	1,872

東京少年審判所少年保護統計及少年統計による。

第四表 保護處分内譯 (主タル處分)

	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	計
T. 12	120	2	76	513	147	748	7	45	1	1,659
T. 13	193	2	180	1,331	386	1,046	6	127		3,271
T. 14	296	1	194	1,845	652	1,129	5	31		4,153



T. 15	514	1	233	1,957	875	1,223	4	77	1	4,885
S. 2	350	1	217	1,987	963	1,226	3	55	2	4,804
S. 3	334		153	1,899	1,002	1,116	3	98		4,605
S. 4	262		102	2,006	967	1,213		86		4,636
S. 5	261		78	2,108	954	1,079		48		4,528
S. 6	336		61	2,175	1,000	1,005	1	69		4,647
S. 7	321		92	2,352	1,101	1,045		73		4,984
S. 8	342		91	2,676	1,176	955		66		5,306
S. 9	600		90	4,005	1,253	1,259		119		7,326
S. 10	602		63	4,051	1,118	1,220	1	102	1	7,158
S. 11	758		79	4,259	1,193	1,296		96	1	7,682
S. 12	950	2	80	4,618	1,376	1,508		92		8,626
S. 13	843	1	124	5,105	1,285	1,548		158		9,064
S. 14	732		118	5,150	1,367	1,600		143		9,110
S. 15	933		102	6,119	1,366	1,562		106		10,188
S. 16	1,116	4	268	9,820	1,692	1,971		233	1	15,105
S. 17	1,964	4	550	13,576	2,411	3,512	5	357	1	22,380
S. 18	1,219		7,204	6,646	4,585	5,771	3	2,040	3	27,471
S. 19	1,366	1	5,425	5,238	8,565	6,105		2,733		29,433
S. 20	881	1	1,991	4,965	5,593	2,926	3	1,773		18,133
S. 21	1,040	4	4,797	11,833	6,556	5,411	10	1,654	1	31,306
計	16,333	24	22,368	106,234	47,583	47,474	51	10,381	12	250,460

司法一覽、東京少年裁判所、少年保護統計及青少年統計、大阪少年裁判所事業報告などによる。

舊少年法における保護處分について

第五表 保護處分内譯 (併科處分)

	I	II	III	IV	V	計
T. 12	913	3	244	598	70	1,828
T. 13	2,293	5	320	939	50	3,607
T. 14	3,456	6	242	1,030	14	4,748
T. 15	4,074	5	119	1,101	—	5,299
S. 2	4,135	13	187	1,133	—	5,468
S. 3	3,733	11	227	988	—	4,959
S. 4	3,944	7	228	1,150	—	5,329
S. 5	3,837	12	194	995	—	5,038
S. 6	3,888	10	164	920	—	4,982
S. 7	4,245	5	140	982	—	5,372
S. 8	4,628	3	147	899	—	5,677
S. 9	5,079	1	80	1,179	—	6,339
S. 10	4,824	—	30	1,114	—	5,968
S. 11	5,240	1	58	1,199	—	6,498
S. 12	5,865	12	50	1,434	—	7,361
S. 13	6,170	7	84	1,442	—	7,703
S. 14	7,431	5	111	1,495	—	9,042
S. 15	8,599	2	67	1,439	—	10,107
S. 16	13,518	18	186	1,814	—	15,536
S. 17	19,630	49	643	3,308	1	23,631
計	115,502	175	3,521	25,159	135	144,492

森山武市郎：「少年保護制度の運用に関する諸問題」より。但、司法保護事業年鑑昭和13・14年度383頁及び384頁に記載されている数字と異なる部分がある。1號、2號、4號の各處分については昭和8年より一致するが、他は一致しない。また、司法保護事業年鑑によれば、6〜9號の各處分も昭和2年までは、併科處分として科せられている。

第六表 繼續保護處分終了當時の成績（東京少年審判所）

	五號處分				六號處分				八號處分								
	良	所不 管外	不良	其他	計	良	所不 管外	不良	其他	計	良	所不 管外	不良	其他	計		
T. 12	2		1	1	4	2		2	3	7				2	2		
T. 13	8	10	2	4	28	141	28	7	11	51	238	2	2	15	1	20	
T. 14	65	62	6	7	181	204	46	15	19	111	395	3		3	4	10	
T. 15	75	187	12	23	260	433	88	30	17	22	590	9	4	3	5	21	
S. 2	87	65	12	25	31	220	327	41	27	21	73	489	17		10	4	31
S. 3	95	92	20	21	27	255	339	60	21	13	40	473	36	1	12	8	57
S. 4	175	152	17	22	46	412	460	76	32	18	13	599	29	11	14	10	64
S. 5	207	90	15	24	14	350	358	76	47	19	37	537	70	3	38	7	118
S. 6	295	139	25	43	18	520	413	83	30	12	22	560	44	22	20	6	92
S. 7	275	132	17	23	18	465	356	74	36	18	7	491	45	14	33	5	97
S. 8	306	148	13	30	13	510	322	60	17	24	14	437	71	9	13	5	98
S. 9	300	185	18	35	19	557	396	72	14	20	13	515	71	3	12	1	87
S. 10	266	147	11	30	19	473	248	26	11	21	9	315	82	4	5	3	94
計	2,156	1,359	168	288	288	4,259	3,999	730	287	215	415	5,646	479	73	178	61	791

東京少年審判所，少年保護統計及少年統計による。

